第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	当該組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の三	組合	地方公務員共済組合連合会

第二十一条の四を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　給付

第三章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第二十二条を次のように改める。

（組合員の資格取得時における標準報酬の特例）

第二十二条　法第四十三条第八項後段の規定により定める報酬月額は、組合員の資格を取得した日の現在の報酬が日により支給されるものであるときは、当該組合員の資格を取得した日の属する月前一月間に同様の職務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した金額とし、当該組合員の資格を取得した日の現在の報酬が週その他日及び月以外の一定期間により支給されるものであるときは、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する金額とする。

第四章の章名を削る。

第二十三条を次のように改める。

（支払未済の給付を受けるべき者の順位）

第二十三条　法第四十七条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が法第七十六条第三号に規定する公務遺族年金（以下「公務遺族年金」という。）の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第二節　短期給付

第二十三条の三第一項中「給料の額は、」を「報酬の額は」に、「給料の額とし」を「標準報酬の月額とし」に、「、二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）で除して得た額」を「二十八万円」に改める。

第二十三条の三の四第一項第二号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。）で除して得た額以上である」を「以上の」に改め、同項第三号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、同項第四号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を削る。

第二十三条の三の七第一項第二号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。）で除して得た額」を削り、同項第三号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、同項第四号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を削る。

第二十三条の五の二を削る。

第二十三条の六第二項第一号中「（以下「旧国民年金法」という。）」を削り、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十三条の六の二から第二十三条の八までを削る。

第二十四条の見出し中「給料」を「報酬」に改め、同条第一項各号中「給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た金額（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）」を「報酬の額」に改め、同条第二項中「当該傷病手当金」を「前項の規定の適用」に、「前項」を「同項各号」に、「（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）」を「報酬の額」に改め、「とあるのは、」の下に「報酬の額」を加え、「乗じて得た金額」を「報酬の額」に、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改める。

第二十四条の次に次の節名を付する。

第三節　長期給付

第二十五条から第二十五条の四までを次のように改める。

（付与率を定める際に勘案する事情）

第二十五条　法第七十七条第二項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法による退職等年金給付が国の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額（同号に規定する地方の積立基準額をいう。以下同じ。）と国の積立基準額（国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積